

# 不当なボーナスカットに断固抗議する！

会社は、2011年の年末手当について地本内で14名の東海労組合員から不当にも5%をカットしました。今回、ボーナスカットされた多くの組合員が、管理者に「カットされた理由を教えてください」と聞きに行っても、どの管理者も「総合的な判断です」と繰り返すばかりです。

JR東海会社は、これまでボーナスカットされた組合員が苦情処理会議に申告してもカットした理由をすべて明らかにしていません。いくつかの例をあげて「後は本人が一番よく知っている」とふざけたことしか言わないのです。期末手当を減額するほどの事象が本当にあるのなら詳細を全て明らかにするべきです。まさに、JR東海労組合員を狙った恣意的な判断によるものであり怒りを込めて断固抗議するものです。

## 「高齢法」を悪用した差別的な選別条件を撤廃せよ！

会社は、平成18年4月1日施行の高年齢者雇用安定法（「高齢法」）を受けて、60歳定年後の継続雇用制度に関して「高齢法」の条文の中で、企業に都合のよい部分を活用して継続雇用の対象者に係る「基準」を策定し、対象者を限定することができるようにしました。

その「継続雇用条件」のひとつに「年度初年齢49歳の年度から10年間に勤務成績に応じて、5回以上の期末手当減額となった者は、専任社員として再雇用しない」という条件があります。今回のボーナスカットされた組合員の中には、これまでの不当なカットが連続することで、すでに5回以上の期末手当減額で、定年退職時に専任社員として再雇用されなくなる組合員がいます。そして、もうすでにこの制度によって退職を余儀なくされた組合員もいるのです。会社の狙いは明らかです。東海労組合員の60歳以降の雇用の場を剥奪することなのです。会社にとって非常に都合のいい組織破壊攻撃の手段として悪用しているのです。

私たちは、JR東海会社の恣意的で不当なボーナスカットによる組織破壊攻撃に抗して闘っていきます。

組合員のみなさん、職場からボーナスカットの不当性を明らかにしていきましょう。